

## 岩手県林地開発許可制度実施要綱

平成10年2月24日	森第1411号
平成12年3月31日	森第1376号
	林業水産部長通知
平成15年4月22日	森第132号
平成18年7月20日	森保第452号
平成19年12月21日	森保第1135号
平成22年3月31日	森保第1668号
平成25年8月22日	森保第683号
平成26年3月3日	森保第1542号
平成26年6月27日	森保第376号
平成28年3月1日	森保第1698号
平成29年3月1日	森保第1452号
令和2年5月29日	森保第258号
令和3年3月31日	森保第1399号
令和5年3月30日	森保第1519号
最終改正 令和5年3月31日	森保第1530号

農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林法に基づく林地開発許可制度の適正な執行を図るため、政令、省令及び施行細則に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 森林法（昭和26年法律第249号）をいう。
- (2) 政令 森林法施行令（昭和26年政令第276号）をいう。
- (3) 省令 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）をいう。
- (4) 施行細則 森林法施行細則（昭和53年岩手県規則第73号）をいう。
- (5) 関係通達 法、政令又は省令に基づき、林地開発許可制度の施行に関し国が発した通達をいう。
- (6) 許可 法第10条の2第1項に基づく許可をいう。
- (7) 知事等 岩手県知事又は広域振興局長をいう。
- (8) 申請者 許可を受けようとする者をいう。
- (9) 開発行為者 許可を受けた者をいう。
- (10) 開発行為 開発行為者が許可の範囲で行う開発行為をいう。
- (11) 開発行為の規模 政令第2条の3に定めるものをいう。
- (12) 開発行為の廃止 許可を受けた開発行為を行わず、又は開発行為の完了前に開発行為の続行ができないと認められ、かつ当該開発行為者が再開する意思がなく開発面積が1ヘクタール以下になった場合をいう。
- (13) 開発行為の中止 開発行為完了前に開発行為の実施を一時中断し、当該開発行為者が再開する意思があるものをいう。

### (許可の申請等)

第3条 許可の申請にあたっては、あらかじめ申請予定地を地域森林計画図に投影させた図面を持参の上、事前に知事等に相談し、その指導を受けるものとする。

- 2 申請者は、省令及び施行細則に定めるもののほか、林地開発許可申請書類作成基準（別記1）及び林地開発許可技術基準（別記2）に基づき申請書類を作成し、知事等に提出するものとする。
- 3 許可前に、当該申請に係る行為の計画を中止若しくは補正等のため再申請しようとする者は、林地開発許可申請取下書（様式第1号）を知事等に提出するものとする。

4 法第10条の2第1項但書の規定による許可を要する開発行為以外の林地開発(同項第2号に該当する場合を除く。)を行おうとする者は、当該行為に着手する前に、その計画について、知事等に協議するものとする。

(法令の遵守等)

第4条 開発行為者は、開発行為の実施に当たり、法令及び許可条件を遵守しなければならない。

2 開発行為者は、その指示を受け又はその委託を受けて開発行為に従事する者が行う当該林地開発に係る行為についても、その責任を負うものとする。

(開発行為の計画の変更)

第5条 次に掲げる事項について開発行為の計画を変更しようとする開発行為者は、許可条件に基づき、開発行為の計画を変更する前に、林地開発計画変更許可申請書(様式第2号)を知事等に提出し、許可を受けるものとする。

(1) 開発行為に係る森林面積(変更の累計が、当該面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合に限る。)

(2) 残置森林、造成森林及び緑地面積(林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合に限る。)

(3) 防災施設(重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合に限る。)

(4) 開発行為の目的

2 前項に規定する事項以外の変更した開発行為者は、許可条件に基づき、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書(様式第3号)を知事等に提出するものとする。

(開発行為の着手)

第6条 開発行為者は、開発行為に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届出書(様式第4号)を知事等に提出するものとする。

(標識の掲示)

第7条 開発行為者は、開発行為の期間中、許可に係る開発区域の見やすい場所に林地開発許可標識(様式第5号)を掲示するものとする。

(防災施設、埋設工作物工事の完了)

第8条 重要な防災施設又は埋設工作物に係る工事が完了した開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為防災施設(埋設工作物)工事完了届出書(様式第6号)を知事等に提出し、完了の確認を受けるものとする。

(開発行為者の氏名等の変更)

第9条 開発行為を完了する前に氏名又は住所(法人にあってはその名称又は主たる事業所の所在地)に変更があった開発行為者は、遅滞なく、氏名(住所)変更届出書(様式第7号)を知事等に提出するものとする。

(開発行為の承継等)

第10条 開発行為を完了する前に相続、譲渡、合併その他の事由により当該開発行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為承継届出書(様式第8号)を知事等に提出するものとする。

2 開発行為を完了する前に開発行為者の地位を譲渡した者は、遅滞なく、林地開発行為譲渡届出書(様式第9号)を知事等に提出するものとする。

(開発行為の廃止)

第11条 開発行為を廃止しようとする開発行為者は、開発行為を廃止する前に、林地開発行為廃止届出書(様式第10号)を知事等に提出するものとする。

(開発行為の中止等)

第12条 開発行為を中止しようとする開発行為者は、開発行為を中止する前に、林地開発行為一時中止(再開)届出書(様式第11号)を知事等に提出するものとする。

2 前項の規定は、中止した開発行為を再開しようとする開発行為者に準用する。

(災害発生時の措置)

第 13 条 開発行為区域内において災害が発生した開発行為者は、直ちに必要な応急措置を講じる等災害の拡大の防止を図るとともに、遅滞なく、災害発生届出書（様式第 12 号）を知事等に提出するものとする。

(施行状況の報告)

第 14 条 開発行為者は、開発行為が完了し知事等の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を林地開発行為施行状況報告書（様式第 13 号）により知事等に報告するものとする。

2 前項の報告は、毎年 5 月末日現在で行うものとし、6 月 10 日までに提出するものとする。

(開発行為の完了（部分完了）)

第 15 条 開発行為が完了（部分完了）した開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為完了（部分完了）届出書（様式第 14 号）を知事等に提出し、完了（部分完了）の確認を受けるものとする。

(営業行為の開始時期)

第 16 条 開発行為者は、林地の一時利用である土石の採掘行為を除き、第 15 条による開発行為の完了確認を受け、林地開発行為完了確認通知書の送達を受けた後でなければ営業行為を行うことはできないものとする。

(提出書類の提出先等)

第 17 条 この要綱に定める書類を提出するときは、当該開発行為に係る森林面積が 10 ヘクタール以上の場合は知事、同面積が 10 ヘクタール未満の場合は広域振興局長あてとし、当該開発行為地を管轄する広域振興局長に 2 通提出するものとする。

なお、事業区域が複数の広域振興局にまたがる場合は、開発行為に係る面積の最も大きい広域振興局に、関係する広域振興局の部数も加えて提出するものとする。

(事務の取扱い)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱適用前に岩手県林地開発許可制度実施要綱（昭和 51 年 3 月 29 日林政第 1390 号林業水産部長通知）に基づいて提出された文書は、この要綱により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 22 日から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 20 日から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 12 月 21 日から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたもの

とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月22日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

様式第1号（要綱第3条第2項関係）

林地開発許可申請取下書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住所  
（申請者）  
氏名 印

森林法第10条の2第1項の規定により 年 月 日付けで申請した林地開  
発許可申請書は下記の理由により取下げます。  
記

取下げ理由

様式第2号（要綱第5条第1項関係）

林地開発計画変更許可申請書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（申請者）  
氏 名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、下記のとおり計画を変更したいので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号		
開発行為に係る森林の所在場所			
開発行為に係る森林の土地の面積			
開発行為の目的			
開発計画の変更事項	変更事項	変更計画	当初計画
開発計画の変更理由及び変更計画の概要			
備考			

- (注) 1 2回目以降の変更許可の場合は、許可年月日及び番号欄には上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。
- 2 添付書類は、要綱第3条第1項に準じて前計画と対照できるように作成すること。
- 3 開発行為に係る森林の土地の面積欄には、下段変更前(黒書)、上段変更後(朱書)の数値を記載すること。

様式第3号（要綱第5条第2項関係）

林地開発計画変更届出書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（届出者）  
氏 名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、下記のとおり計画を変更したいので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号		
開発行為に係る森林の 所 在 場 所			
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積			
開 発 行 為 の 目 的			
開発計画の変更事項	変 更 事 項	変 更 計 画	当 初 計 画
開発計画の変更理由 及び変更計画の概要			
備 考			

- (注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。
- 2 添付書類は、変更に係る部分について前計画と対照できるように作成すること。
- 3 開発行為に係る森林の土地の面積欄には、下段変更前(黒書)、上段変更後(朱書)の数値を記載すること。

様式第4号（要綱第6条関係）

林地開発行為着手届出書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（届出者）  
氏 名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に着手したので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第6条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 施 工 者	住 所
	氏 名 又 は 名 称
	連 絡 場 所 電話
備 考	

- (注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。  
2 施行工程表及び林地開発許可標識の掲示状況写真を添付すること。

様式第5号（要綱第7条関係）

林 地 開 発 許 可 標 識	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
所在場所	市 町 大字 字 番 郡 村
面積	開発行為に係る森林面積 事業区域面積 h a h a
開発行為の目的	
着手及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完了予定 年 月 日
開発行為者	住 所 氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）（電話 ）
工事施行者	住 所 氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）（電話 ）
工事現場管理者	連絡場所 氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）（電話 ）

(注) 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。

様式第 6 号（要綱第 8 条関係）

林地開発行為防災施設（埋設工作物）工事完了届出書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（届出者）  
氏 名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る防災施設（埋設工作物）工事が完了したので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第 8 条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
防 災 （ 埋 設 ） 工 事 完 了 年 月 日	
完了した防災施設 （埋設工作物）の工種 及び数量	
備 考	

- （注） 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。  
2 出来高図面、完了状況写真を添付すること。

氏名（住所）変更届出書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（届出者）  
氏 名

印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり氏名（住所）に変更が生じたので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第9条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
新 氏 名（住 所）	
旧 氏 名（住 所）	
変 更 の 原 因	
備 考	

- （注） 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。  
2 会社登記簿謄本等、変更があったことを証明する書類を添付すること。

様式第 8 号（要綱第 10 条第 1 項関係）

林 地 開 発 行 為 承 継 届 出 書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（承継人）  
氏 名 印

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた者の地位を下記のとおり承継したので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第 10 条第 1 項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
旧 開 発 行 為 者 の 住 所 ・ 氏 名	
承 継 年 月 日	
承 継 の 原 因	
備 考	

- （注） 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。
- 2 開発行為に係る事業の譲渡があり、又は開発事業者について相続若しくは合併があったことを証明する書類を添付すること。
- 3 開発行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書類を添付すること。
- 4 事業区域内の土地について、土地所有者の同意書等、土地を使用する権利を明らかにする書類を添付すること。

様式第9号（要綱第10条第2項関係）

林地開発行為譲渡届出書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（譲渡人）  
氏 名 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る許可の権利を次のとおり譲渡したので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第10条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
譲受人の住所・氏名	
譲 渡 年 月 日	
譲 渡 の 原 因	
備 考	

- (注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。  
2 開発行為に係る権利の譲渡があったことを証明する書類を添付すること。

様式第 10 号（要綱第 11 条関係）

林地開発行為廃止届出書

年 月 日

岩手県知事 様  
(広域振興局長)

住 所  
(届出者)  
氏 名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為を廃止したいので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第 11 条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
保 安 措 置 の 方 法	
備 考	

- (注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。  
2 現地の状況写真を添付すること。

様式第 11 号（要綱第 12 条関係）

林地開発行為一時中止（再開）届出書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（届出者）  
氏 名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為を一時中止（再開）したいので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第 12 条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
一時中止 再 開 年月日	年 月 日
一 時 中 止 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
一時中止 再 開 の 理 由	
保 安 措 置 の 方 法	
備 考	

- (注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。
- 2 開発行為を一時中止しようとするときは当該土地の保安に関する計画書及び現地の状況写真を添付すること。
- 3 開発行為を再開しようとするときは工事工程表を添付すること。

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（届出者）  
氏 名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為の施行中において、下記のとおり災害が発生したので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第 13 条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 原 因	
被 災 の 状 況	
応急措置 の内容	実施期日
	実施内容
備 考	

- (注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。  
2 災害状況、応急措置状況写真及び災害状況が把握できる平面図等を添付すること。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（報告者）  
氏 名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為について、 年 月 日現在の施行状況を岩手県林地開発許可制度実施要綱第 14 条の規定により報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号		
開発行為に係る森林の所在場所			
開発行為に係る森林の土地の面積			
開発行為の目的	着手年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	

工事の種別	計画量	単位	施行済	単位	進捗率	摘要

- (注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。
- 2 工事の種別欄には、伐採面積及び防災施設（擁壁、沈砂池、調整池、水路等）並びに緑化に係る工種については必ず記載すること。
- 3 工事に着手せず又は工事が遅延している場合はその理由を記した書類を添付すること。
- 4 防災施設については、摘要欄に防災施設工事の完了予定年月日または完了年月日を記載し、未施工または完了が遅延している場合はその理由を記した書類を添付すること。
- 5 施行状況写真及び工程表（計画と実績を明らかにしたもの）を添付すること。
- 6 写真の撮影箇所を平面図（利用計画図等）に明示し、添付すること。

様式第 14 号（要綱第 15 条関係）

林地開発行為完了（部分完了）届出書

年 月 日

岩手県知事 様  
（広域振興局長）

住 所  
（届出者）  
氏 名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為が完了（部分完了）したので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第 15 条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所		
開 発 行 為 の 目 的		
面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 面 積	{ } ha
	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 面 積	{ } ha
	事 業 区 域 面 積	{ } ha
工 事 着 手 年 月 日		
工 事 完 了 年 月 日		
備 考		

- (注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。  
2 完了（部分完了）状況写真を添付すること。  
3 部分完了の場合は、その部分面積を〔 〕内に記入すること。